

学校施設整備基本計画素案に対する意見と対応方針

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
001	1	1章-1 計画策定の背景・目的		素案と言いながら、今ある校舎の建て替えの具体的な方法に力点が置かれ、いきなり具体的な記述が多い。高額長期にわたり都市計画の一部でもある大きなプロジェクトであるにも関わらず、市の将来の都市計画との整合性、教育界の将来の見通し、精度の高い人口推計による児童数の見通し、小中一貫の可能性等の素案の前提になる説明がないせいだと思う。	ご指摘いただいた前提となる項目については「第1章1 計画策定の背景・目的」「第1章2 計画の位置付け」「第2章3 現状と課題」で記載しています。ほか、 <u>市の他の計画との関係についての記載を「第1章2 計画の位置付け」に追加しました。</u>
002	1	1章-1 計画策定の背景・目的		寧ろ、「武蔵野学校施設整備基本計画策定委員会」での検討結果の説明が現時点では市民への説明としてはふさわしく、市民も関心があるのではないかと。 素案では色々な事が網羅されているが、肝心の市民に知らせるべき情報にはなっていないと感じた。従って原点に戻ってやり直してほしい。	本計画は、学校施設の個別施設計画として国から求められている内容に沿ったものであり、同時に、本市の『公共施設等総合管理計画』の学校教育施設の類型別施設整備計画としての内容を満たすものでもあります。
003	1	1章-1 計画策定の背景・目的		説明の中で、「計画に余白を持たせている」という表現があったが、どのような意味か。	各学校の基本構想・基本計画を策定する際に、皆様の意見を反映できる余地を残すという事です。
004	1	1章-1 計画策定の背景・目的		基本計画と個別の改築の関係において、「基本計画ですべてを決めず、余白が必要」との説明があったが「余白」の定義と誰が決めるかを知りたい。	各学校の基本構想・基本計画を策定する際に、皆様の意見を反映できる余地を残すという事です。
005	1	1章-2 計画の位置付け		文科省のどの事業でこの計画を策定しているのか。	「第1章2 計画の位置付け」のとおり、本計画は文部科学省の『インフラ長寿命化計画』の本市の学校施設についての個別施設計画となります。
006	1	1章-2 計画の位置付け		誰の責任の下でこの計画を進め、改築の順番を決めているのかということとをどのタイミングで説明するのか、きちんと考えてほしい。	本計画案については、今年3月の教育委員会で議決したあと、その内容を公表します。
007	1	1章-2 計画の位置付け		本プロジェクトの全体責任者は誰か。	本計画は教育委員会が策定するものであり、その事務局が教育企画課であるため、事務局の責任者は教育企画課長です。
008	1	1章-2 計画の位置付け		この規模のプロジェクトになると市全体で横断的に考えるべきではないか。	本計画は教育委員会が策定しますが、学校設置者は市長であり、学校施設の整備は常に市長部局と教育委員会の連携のもとで進めなければなりません。その前提で、本計画も市長部局と連携を図りながら策定しました。
009	1	1章-2 計画の位置付け		本計画は教育企画課のみで進めているようにしか見えないので、市が前面に見えてほしい。	本計画は教育委員会が策定しますが、学校設置者は市長であり、学校施設の整備は常に市長部局と教育委員会の連携のもとで進めなければなりません。その前提で、本計画も市長部局と連携を図りながら策定しました。
010	3	1章-4 計画の期間と見直しのサイクル		「改定の時期は、本市の長期計画の策定期間に合わせ8年ごととし、～」とあるが、長期計画策定時に学校施設整備基本計画に盛り込みたい内容を書き込ませたいという意図が見える。個別計画が総合計画をがんじがらめにするようなやり方は問題があるのではないか？	本計画の全体期間（24年間）を3期に分けたうえで、当初の計画期間を令和9（2027）年度末までの8年間とします。 <u>ただし、各学校の改築にかかる期間、児童生徒数推計の実施時期、教育内容の変更等様々な変化を考慮し、最後の1年を重複させ、次期の改定を令和8（2026）年度に行います。</u>
011	3	1章-4 計画の期間と見直しのサイクル		計画期間と見直しサイクルは8年ごとでよいと思う。	本計画の全体期間（24年間）を3期に分けたうえで、当初の計画期間を令和9（2027）年度末までの8年間とします。 <u>ただし、各学校の改築にかかる期間、児童生徒数推計の実施時期、教育内容の変更等様々な変化を考慮し、最後の1年を重複させ、次期の改定を令和8（2026）年度に行います。</u>
012	4	2章-1 学校施設の保有状況		校舎によって築年数が違うが、どこまでの判断基準で事業費に組み込んでいるのか？桜野小の場合は、一部だけではなくすべて建替えになるか？	桜野小は棟により築年数が違いますが、施設を効率的・効果的に配置するため、一番古い棟に合わせてすべての棟を改築します。
013	5	2章-2 これまでの学校施設の整備状況		平成5～8年度の千川小と平成15～16年度の大野田小改築事業については、「100年学校（センチュリースクール）」として特殊な改築事業であったことがわかるような記載をすべきだと思います。	今後の改築でも耐用年数を100年とする可能性があるため、特記すべき事項ではないと考えます。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
014	6	2章-3 現状と課題		今回のヒアリングを受けて、学校についての基本的な考え方の変更はあるのか？本日の説明では変更が無いように聞こえたが、将来計画をもっとつめていただきたい。	現時点で素案に記載した課題認識に変更はありませんが、状況の変化には迅速に対応する必要がありますと考えます。
015	6	2章-3 現状と課題		市民説明会において、学校に教師用の更衣室、シャワー室等も作って欲しいという意見もあったが、そういった質問が出るほど聞き手には具体的計画に感じたのだと思う。しかし、今はそのような時期ではないと思う。	学校施設整備にあたり、各校共通の事項は本計画で定めるべきであり、議論として共有する意義があると考えます。
016	6	2章-3 現状と課題		この計画の前提となる人口予測、小中一貫教育の評価等が不明確なので、計画内容の妥当性がわからない。	児童生徒数推計および新たな教育的ニーズへの対応についての課題認識は「第2章 現状と課題」に記載しました。
017	6	2章-3 現状と課題	2-3(1)老朽化への対応	説明の中で、手引きという言葉があったがその手引きとは。	『学校施設の長寿命化計画に関する手引き』（文部科学省、平成27年4月）です。
018	6	2章-3 現状と課題	2-3(1)老朽化への対応	45年目に改築するというのは武蔵野市独自の考え方か。	文部科学省は『学校施設の長寿命化計画に関する手引き』において、長寿命化改修を行う目安が築後45年までと示しています。45年目に改築ということではありません。
019	6	2章-3 現状と課題	2-3(1)老朽化への対応	文科省は「改修」と書いているのではないか。	文部科学省が示す例は、築後45年目までに、45年以上使えるように長寿命化改修を行う、という内容です。
020	6	2章-3 現状と課題	2-3(1)老朽化への対応	改築と改修の違いは何か。	改築とは建物を全て建て替えることで、改修は既存の建物を直したり、使いやすく工事することです。
021	6	2章-3 現状と課題	2-3(1)老朽化への対応	本計画は文部科学省の方針に当てはまっているのか。	文部科学省から求められているのは、改築、改修に関わらず財政見通しに基づいた施設整備計画を策定することであり、本計画はそれを踏まえた内容となっています。
022	6	2章-3 現状と課題	2-3(2)児童生徒数の推移と今後の推計	児童生徒数推計は毎度誤差が大きいイメージがある。過去の推計値と実績をきちんと考察し、方法や実施者の見直しも必要ではないか。	児童生徒数推計は、長期計画の改定時に行う市の人口推計が基になります。実施方法については実績値を確認しながら、より精度を高めるよう検討していきます。（事務局）
023	6	2章-3 現状と課題	2-3(2)児童生徒数の推移と今後の推計	学区の見直しについて、学区に則して活動する青少協、福祉協議会、防災会は、学区変更で混乱している。地域のハブ施設として存続しうる、学区を変えない施設整備も検討すべき。	ご意見のとおり、学区はコミュニティのベースとなっているため、その変更は課題解決の最終手段であると考えます。
024	6	2章-3 現状と課題	2-3(2)児童生徒数の推移と今後の推計	人口予測、学校教育の変化（少人数化）、学童に対する要望（6年生までの対象拡大）、中学生の放課後の居場所対策の要望など、どのように今後の予測を立てているのか。	現時点での課題認識は本計画に記載したとおりですが、将来の学校施設像を考えるにあたって、将来に対する予測は大切です。人口だけでなく、教育的ニーズおよび児童生徒の放課後対策のニーズの変化等に対して余裕を持つべきであると考えます。状況が変化していく事を前提として、施設の可変性を確保することが大切であると考えます。
025	6	2章-3 現状と課題	2-3(2)児童生徒数の推移と今後の推計	武蔵野市にとって必要な高齢化対策や少子化対策などの将来の見通しを基本計画に取り入れてほしい。	学校は地域コミュニティの核となるので、将来的には複合化や多機能化をすることで学校教育以外のニーズに対しても対応できると考えます。将来の学校を考えるにあたっては、歴史を踏まえながら地域ごとのニーズも把握する必要があると考えます。
026	7	2章-3 現状と課題	2-3(3)財政の現状と今後の予測	費用はいつ誰がどのように払うのか？	市の負担（市税・基金・市債）が原則ですが、国・都の補助金等については、各学校の改築、改修を実施する際の要件により、可能な限り獲得していきます。
027	7	2章-3 現状と課題	2-3(3)財政の現状と今後の予測	国の補助金は使用できるか。	現段階では使用できるとは言えませんが、各学校の改築、改修を実施する際の要件により、可能な限り獲得していきます。（事務局）

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
028	7	2章-3 現状と課題	2-3(4) 標準的な施設整備水準の確保	機能的限界の標準化と平準化の理由は、すべての学校のクオリティにばらつきがあったことから標準化に至ったのか。	これからの改築する学校間において、義務教育の場として備えるべきレベルは、全ての学校で揃えたいことから標準化という言葉を使用しました。(事務局)
029	8	2章-3 現状と課題	2-3(5) 新たな教育的ニーズへの対応	市内中学校の特別支援学級の増設をしてほしい。現在中学校の特別支援学級は市の中央部にある第四中にしかない為、ひまわり学級、けやき学級の学区から通う生徒たちには電車やバスを乗り継ぐなどの負担が大きい。小学校の特別支援学級は3学級あり、生徒は年々増加傾向にある中で、中学校の支援学級が未だ1学級しかないことは早急な改善策が求められる。	特別支援学級の増設については、対象児童生徒の増減を見極めながら、運営体制の強化も含めて検討することになります。施設の更新の際には、将来的に必要となる規模と配置を考慮しながら整備を進める必要があります。(事務局)
030	8	2章-3 現状と課題	2-3(5) 新たな教育的ニーズへの対応	子どもたちの個々の特性や能力は、皆少しずつ違うので、柔軟な教育支援について義務教育期間である小中学校共に充実したものであることを願う。	インクルーシブ教育システムの構築に資するための施設となるよう、計画します。
031	8	2章-3 現状と課題	2-3(5) 新たな教育的ニーズへの対応	課題の表記を、「インクルーシブ教育システム*の構築に向けた取り組みとして、障害の有無等に関わらず <u>全ての児童をはじめ、誰もが利用しやすく、学ぶことができるように、基礎的環境整備を備えた教育環境を整備するとともに、全ての児童生徒や教職員が安心して学校で学ぶことができる施設にする必要があります。</u> 特別支援教育については、施設の更新の際には、将来的に必要となる <u>学びの変容</u> を考慮しながら整備を進める必要があります。」としてください。理由：インクルーシブ教育は障害の有無で分けることを禁じているだけでなく、LGBTQなどのセクシャリティー、国籍等で分けられることがなく、個々が必要なサポートを得ながら、学べる環境整備を進めるように求められているため。	ご提案いただいたうち、「全ての児童をはじめ」は「誰もが」に含みます。また、学びの変容については、特別支援教育に限らず考慮しなければならないため、「第3章2(1)オ 学校環境の変化に柔軟に対応できる施設計画」として記載しています。その他については、ご意見を参考に、以下とおりとしました。「インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、障害の有無等に関わらず誰もが利用しやすく、学ぶことができるように、 <u>基礎的環境整備推進の観点から施設を整備する必要があります。</u> 」
032	8	2章-3 現状と課題	2-3(5) 新たな教育的ニーズへの対応	1学級あたりの人数を40人から35人へ変更するような施策を武蔵野市独自のものとして実施する事が出来るはずなので、それを実施するとすれば教室の数・スペースなどが変わってくる	本計画は現時点での運用をもとに教室数の計算をしています。今後の教育的ニーズの変更に対しては、その時点で可能な範囲で対応します。(事務局)
033	8	2章-3 現状と課題	2-3(5) 新たな教育的ニーズへの対応	40分座ったままの授業や、うるさい中で集中できないなどの子どもに配慮した部屋がこれからは必要になる。	ご指摘のケースについては、多目的室や共用部の余裕部分を活用し対応することを想定しています。特別支援教室や個別支援教室を従来は後付けで設置してきましたが、今後改築する学校においては、あらかじめ必要な教室として計画します。
034	9	2章-3 現状と課題	2-3(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	「防犯」「不審者対策」などの記載を望む。	ご意見の文言を追記しました。
035	9	2章-3 現状と課題	2-3(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	あそべえ、こどもクラブの必要規模等、整備についての考え方を整理する必要がありますがとうございました。るといのは具体的にはどういうところなのか。単純にコマ数が整理されていない。1.65㎡はそうだが、学童の高学年対応か、夏休み対策か、あそべえの基準か、あそべえの高学年対応か。	学校内における配置、必要面積の考え方を明示することを指しています。
036	9	2章-3 現状と課題	2-3(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	ここでの表記が、こどもクラブのあそべえ化や、指導員配置基準の「参酌化」のための表記でないことを望む。	この表記は、学校内における配置、必要面積の考え方を明示することを指しています。
037	9	2章-3 現状と課題	2-3(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	あそべえやこどもクラブは放課後の小学生のみ対象なので、新たに放課後・不登校などの中学生対象の施設整備を希望する。他自治体にある「放課後カフェ」など。地域や中学生の自主運営により、課外体験や福祉共生社会の実現などのメリットが期待できる。	ご意見の内容は、開放用多目的室の利用により実施できる可能性があります。中学生対象の放課後施策の充実へのご要望として、所管の児童青少年課に伝えます。(事務局)
038	9	2章-3 現状と課題	2-3(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	あそべえ、こどもクラブについて、学校内設置と引き換えに犠牲にするものがあるのか。	この表記は、学校内における配置、必要面積の考え方を明示するという意味で、何かと引き換えということではありません。 <u>素案の表記が逆接で紛らわしかったので、順接に直しました。</u>

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
039	9	2章-3 現状と課題	2-3(6)学校施設を取り巻く環境の変化	あそべえ、こどもクラブについて、この課題等に対し17ページ(3)「イ地域における児童福祉の場となる施設」がどのように対応しているか。	学校内に設置するという原則を書いたものであり、学校との連携が今後さらに大切になるという考えを記載しています。
040	9	2章-3 現状と課題	2-3(6)学校施設を取り巻く環境の変化	素案では、避難所として使用する場所を限定的に捉えているようだが、武蔵野市の被害想定では避難所避難者数を20,472人としており到底収容しきれない。むしろ、校長室、職員室、および保健室等、使用不可の場所を限定する必要がある。	本計画では平常時の管理区分についての基本的な考え方を示しており、非常時の避難所としての運営については、各学校の事情に合わせて個別に整理する必要があると考えます。
041	9	2章-3 現状と課題	2-3(6)学校施設を取り巻く環境の変化	避難所の内容はどこに加味されるか。	「第3章2(3)ウ 地域の避難所となる施設」に記載しています。
042	9	2章-3 現状と課題	2-3(7)建築上の制約条件の変化への対応	井之頭小のように改築課題が困難な学校は解決に時間がかかるため、順番的に最後になってしまうのでは無いか。	素案11~12ページは机上の計算から想定される課題を記載しています。課題が多い学校については、子どもの教育環境を確保することを優先しながら、実施可能な手段を用いる必要があると考えます。
043	9	2章-3 現状と課題	2-3(7)建築上の制約条件の変化への対応	法政中高が移転した跡地にあるマンションは、規制や制限をクリアした建物なのか。学校には緩和はないのか。	学校への特別な緩和はありません。(事務局)
044	10	2章-3 現状と課題	2-3(7)建築上の制約条件の変化への対応	図表9の計算上の敷地面積の「不整形」とはどのような意味か。	一般的な四角の形ではないことや、段差を含んだ敷地であるという意味です。
045	10	2章-3 現状と課題	2-3(7)建築上の制約条件の変化への対応	敷地の拡張についてどのように考えるか。	必要な面積を確保できず、拡張可能な土地がある場合は、敷地を広げることも可能性の一つとして考えています。
046	10	2章-3 現状と課題	2-3(7)建築上の制約条件の変化への対応	素案10~11ページの建築制限の表では、第一種低層住居専用地域の高さ制限が12mとある。本来10mではないか。	学校として必要な機能を入れるには地上3階が必要なもので、特定行政庁の認定で12mへの緩和を受けることを前提としています。
047	10	2章-3 現状と課題	2-3(7)建築上の制約条件の変化への対応	地下というのは半地下ではなく完全な地下か。地下2階にするという考え方はあるか。	完全な地下です。ほぼすべての学校で地下を利用しなければならない状況ではありますが、地下に配置できる諸室は限られることなどから、地下2階は難しいと考えます。
048	12	2章-3 現状と課題	2-3(8)ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理	課題で論じられている「複合化」「多機能化」は記載されているとおり課題であり引き続き検討を繰り返してより良い方向へ進めてもらいたい。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行う必要があると考えます。
049	12	2章-3 現状と課題	2-3(8)ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理	「小・中一貫校」のアイデアが蒸し返しすることがないよう、注意して頂きたい。大事なものは「人間関係をリセットできる権利の担保」である。今の小学校から中学校への進学的方式はその部分においてこの権利が行使されていると思える。	本計画は小学校、中学校をそれぞれ改築する前提で策定しています。
050	12	2章-3 現状と課題	2-3(8)ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理	「複数の学校による学校施設の共同利用」とは、プールのことを指しているのか。	ご指摘のとおり、プールを想定しています。
051	13	3章 学校施設整備にあたっての考え方		これからは学校教育についてもSDGsの観点が必要になってくるので、この章のどこかにSDGsについての記載があるほうが良いと思う。	ご意見を受け、「第2章3(6)学校施設を取り巻く環境の変化」の「ア 現状」にSDGsについて記載しました。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
052	13	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性		知徳体のところは中間まとめから変わっていないような気がするが、これはいけるのか。	これからの本市の学校教育に求められるものとして変わるものではないため、中間のまとめでの表記を維持しています。
053	13	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性		第4段落目の「運動部活動の地域スポーツ化」は馴染みがなく誤解をうみやすい表現なので、巻末の用語集に掲載すべきだと思う。	ご意見のとおり、用語集に記載しました。
054	14	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	3-1(3)多様性を生かす教育	「多様性」「公立学校」「協働」などの文言を並記したことを評価する。	この部分は、第三期学校教育計画と整合した表記としています。
055	14	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	3-1(4)学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育	スクールコミュニティをどのように構築するのか具体像が見えてきていない。	本計画と並行して策定される第三期学校教育計画において、学校、家庭、地域の関係性について、今後検討を行うとされています。その検討の結果、必要であれば施設面での対応を行います。(事務局)
056	14	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	3-1(4)学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育	学校と地域との関係について、「学校を中心としたコミュニティをつくる」という記載がないが、目指すべき学校と地域との関係構築はどう考えるか？	本計画と並行して策定される第三期学校教育計画において、学校、家庭、地域の関係性について、今後検討を行うとされています。その検討の結果、必要であれば施設面での対応を行います。(事務局)
057	14	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	3-1(4)学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育	「PTA」を記載したことを評価する。他の行政計画と整合性を取った連携を望む。	この部分は、第三期学校教育計画と整合した表記としています。
058	14	3章-2 学校施設整備に向けた考え方		改築前と比べて、新しい校舎が使いづらいものであったら、高額な資金を投じて改築した意味がない。学校は教育の場なので、関係者の安全面だけでなく、子どもたちが集中して勉学に取り組める設計、また教員にとっても使いやすい設計のものであってほしい。	ご意見の内容について、施設整備にあたっての考え方として、「第3章2(1)ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり」、「第3章2(2)ア ゆとりと潤いのある生活の場」、「第3章2(2)オ 安全・防犯への対応」に記載しました。
059	14	3章-2 学校施設整備に向けた考え方		流行に追われて奇抜な設計にしたり、ハイテクな設備ばかりが目立つような設計には疑問がある。流行の建築に踊らされるのではなく、昔の良いところを取り入れた校舎作りを考えてほしい。	ご意見の内容について、施設整備にあたっての考え方として、「第3章2(1)ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり」、「第3章2(2)ア ゆとりと潤いのある生活の場」、「第3章2(2)オ 安全・防犯への対応」に記載しました。
060	14	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	3-2(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり	「チームティーチング」は固有名詞でしょうか。google検索では「チームティーチング」の方が多く検出されます。また、この計画案内でも「チーム学校」という言葉が使われています。支障がなければ統一してはいいかがでしょうか。	ご意見を受け「チーム・ティーチング」に変更しました。
061	14	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	3-2(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 イ 主体的な学習活動を支援するラーニング・コモنزの整備	「ラーニング・コモنز」を取り入れた学習環境は素晴らしいと思う。	本計画では、ラーニング・コモنزを学校教育の中心として、あらゆる場面で活用できるように、想定しています。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
062	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(1)学習や教育の 変化に対応し、主体 的・対話的な学びがで きる施設	3章2(1)の中に「自校調理施設の整備」という項目を設け、学校教育における食育推進のため、学校改築にあわせ小学校の自校調理施設の整備を進める旨を記載してほしい。	「第3章2(2)ク 自校調理施設の整備」を追加しました。
063	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 ア ゆとりと潤いのあ る生活の場	不登校の増加、また子どもの環境がより殺伐化して人との関係が希薄になっている現代にとっては、将来の学校の在り方を考えると、子どもの情緒面を育てられる、生物の命が感じられる環境が、学校に必要なかと感じている。学校は行きたくないところではなく、むしろずっとそこにいたい場所であるべきだと思う。	子どもの生活の場としてゆとりのある施設とする、という考え方を「第3章2(2)ア ゆとりと潤いのある生活の場」に記載しています。
064	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(1)学習や教育の 変化に対応し、主体 的・対話的な学びがで きる施設 ウ ICT環境の充実	学校施設においてICT環境が整備されることにより、相対的に電力使用量が増加し、光熱費が上昇することが予想される。「武蔵野市公共施設等総合管理計画」の持続可能な管理水準の設定についての記載もふまえ、ライフサイクルコストを適正化する記述として、文末に「なお、ICT環境整備と合わせ、光熱費を含めたライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定します。」という一文を追記することを提案する。	「第4章2(1)共通事項 環境性能」に、「ライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する。」と追記しました。
065	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(1)学習や教育の 変化に対応し、主体 的・対話的な学びがで きる施設 オ 学校環境の変化に 柔軟に対応できる施設 計画	「スケルトン・インフィル」の考え方を入れ柔軟化環境を見据えることは、「開かれた学習環境」「可変性を持った環境」を担保できるはずである。ぜひとも「風通しのよい環境」を意識してもらいたい。	ご意見のとおり、施設の可変性を確保することが大切であると考えます。
066	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(1)学習や教育の 変化に対応し、主体 的・対話的な学びがで きる施設 カ 特別支援教育の推 進のための施設	「インクルーシブ教育システムの構築」は特別支援教育推進に限ったことではない。インクルーシブな環境は、誰にとっても良い環境であります。まずは「カ インクルーシブ教育システム構築・推進のための施設」としてはいかがか。	ご意見を参考に、見出しを「インクルーシブ教育システム構築に資する施設」とし、文章を整理しました。
067	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(1)学習や教育の 変化に対応し、主体 的・対話的な学びがで きる施設 カ 特別支援教育の推 進のための施設	「インクルーシブ教育システムのために『交流及び共同学習』ができる施設」とあるが、インクルーシブ教育システムでは同じ教室内で多様な子どもが学ぶので、交流だとか共同学習は違うのではないか。セパレートが前提となっているように読める。	インクルーシブ教育システムの構築に向けては、障害の有無等に関わらず、誰もが利用しやすく、学ぶことができるように施設を整備する必要があります。必ずしもすべて同じ教室で学ぶということではなく、個々のニーズに応じた分離も必要であるという前提で、「交流及び共同学習」を「学ぶ」という言葉に変更しました。
068	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(1)学習や教育の 変化に対応し、主体 的・対話的な学びがで きる施設 カ 特別支援教育の推 進のための施設	地域毎・年度毎の、障がいのある児童生徒の在籍数の増減・ばらつきは是正を望む。大野田小の特別支援学級(いぶき学級)は、次年度新入生がないと一人きりとなり、インクルーシブ教育と学級編制に支障が出ると予想される。	特別支援学級については、対象児童生徒の増減を見極めながら全市的な観点から設置を行ってきました。特別支援学級の運営に関する面もありますので、所管の教育支援課に伝えます。(事務局)
069	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 ア ゆとりと潤いのあ る生活の場	児童生徒も学校が生活の比重として大きいので、教育環境を考慮し、共用部分についてもゆとりを持たせ、生徒と教員が同時に使える談話スペースみたいなスペースがあるとよい。	学校へのヒアリングでも、余裕のある共用部に賛同する声がありました。そのため、本計画では共用部の面積基準を現在の平均よりも広げ床面積の40%以下としています。
070	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 ア ゆとりと潤いのあ る生活の場	教職員の労働安全衛生上必要なスペースが確保されているか。	職員室内に休憩スペースを設置できるよう、諸室面積基準を設定しました。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
071	15	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 ア ゆとりと潤いのあ る生活の場	子どもがのんびりできるスペースがあると良い。例えば図書室内に寝ながら読めるコーナーを設ける等、実際に使用している人の意見も聞きながら進めて欲しい。	小学校のラーニング・コモンの学校図書館部分に、低学年の読み聞かせスペースを設置する想定です。 各学校の改築にあたっては、教職員、児童生徒等の意見を聞きながら進める予定です。
072	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 ア ゆとりと潤いのあ る生活の場	職員室に先生方の休憩スペースが作られるのと同じように、子ども達にも必要である。教室等の環境で落ち着けなかったりした時に、子どもがゆったりと過ごせるために使える、リソーススペース(ルーム)を作ってほしい。	ご指摘のケースについては、多目的室や共用部の余裕部分を活用し対応することを想定しています。特別支援教室や個別支援教室を従来は後付けで設置してきましたが、今後改築する学校においては、あらかじめ必要な教室として計画します。
073	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 オ 安全・防犯への対 応	事故の危険性を内包する箇所には、廊下の曲り角や廊下と階段の接続部等、見通しが悪く出会い頭の事故が発生しやすい箇所に、音(チャイム等)や光(フラッシュ等)で人の接近を知らせる設備を設置する。	事故の危険を予防する方法として、参考とさせていただきます。(事務局)
074	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 オ 安全・防犯への対 応	教室内に不審者が侵入したときの避難経路として、隣室に逃げられる扉を設置する。	東京都建築安全条例第13条に「学校の教室等には、廊下、広間その他これらに類するもの又は屋外に面して二以上の出入口を設けなければならない。」とあり、この規定に基づいて避難口として使える出入口を設置します。
075	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 オ 安全・防犯への対 応	学校内施設・設備の安全性について、「階段の踊り場」だけでなく「昇降口」についても特別に取り上げるべきである。桜野小の昇降口は地下にあり、昇降口につながる階段は室内・外すべて児童数に見合った規模ではなく、日常生活はもちろん、登下校時に災害が起こったらと思うと非常に心配である。改築時、忘れずに改善されるよう特記する必要があると考える。	ご意見を受け、「 <u>昇降口</u> 」を追記しました。
076	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 オ 安全・防犯への対 応	駐車場は、子どもの安全を考え、学校外につくってほしい。	駐車場の配置については、各学校の敷地形状、建物配置などに応じ、個別に検討することになりますが、子どもの安全を考え、歩車分離ができることを前提とします。
077	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 オ 安全・防犯への対 応	安全対策の機械警備や電子錠については、災害時等で地域住民が利用することを想定した設備とするべきである。	「第3章2(2)オ 安全・防犯への対応」において、「保護者や地域住民等と協議を重ねたうえで学校や地域の特性に応じた…」と記載しています。
078	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 カ バリアフリーな施 設	車椅子を使う児童が使用する際に、使用するのに制限がなく、普段の学校生活に使えるエレベーターを設置してほしい。設置場所が建物の端っこにあると、移動に時間がかかったりすると思うので、校舎の中心辺りにあるといいと思う。 これからは、医療ケアのあるお子さんをはじめ、多様なニーズのある子ども達が通うようになります。そして学校に関わる大人も多様になってくるので、同様のことが言える。	バリアフリー対応のためのエレベーターは必置とします。エレベーターの配置については施設の形状に応じた使いやすき場所を学校ごとに検討します。(事務局)
079	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 カ バリアフリーな施 設	多目的トイレに、簡易のシャワーが付いているといいと思う。	特別支援学級設置校の設備の仕様を検討する際の参考とさせていただきます。(事務局)
080	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 キ 環境との共生	環境負荷の低減、環境教育等についても触れ「環境との共生を図る」と述べられており、環境問題が世界中で大きく取りざたされている現状では、子どもの頃から環境教育に力を入れることが重要と思われ、その方針に大いに共感する。	環境との共生を図ることは、施設を整備するにあたり、必ず守らなければならない方針であると考えます。
081	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 キ 環境との共生	武蔵野市の特徴である「緑」を校庭にも配置し、自然に親しませると同時に、落ち葉などのリサイクルによって環境を良好に保つ、また学校から排出される廃棄物(ごみ、生ごみ又は資源物)などにも配慮する循環型社会の仕組みを教えることも環境教育のひとつである。	緑化については、武蔵野市まちづくり条例および武蔵野市緑化に関する指導要綱の規定に基づき敷地面積の20%以上を確保します。また、各種のリサイクル等については、国の補助メニュー「エコスクール・プラス」を参考に、イニシャルコスト、ランニングコスト、教育面での効果等を総合的に考慮し、学校ごとに導入可能な項目を個別に検討します。(事務局)

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
082	16	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 キ環境との共生	素案には「校庭の緑」「緑の管理」「落ち葉・剪定枝のリサイクル」、調理室などから出る「生ごみの処理(リサイクル)」など具体的な環境保全についての記述が少ないように思う。施設の詳細計画段階では、当然「落ち葉・生ごみたい肥化」「ごみの分別」など環境保全教育に資するスペースについても検討すると思うが、基本的な考え方をこの素案に含めてほしい。	緑化については、武蔵野市まちづくり条例および武蔵野市緑化に関する指導要綱の規定に基づき敷地面積の20%以上を確保します。また、各種のリサイクル等については、国の補助メニュー「エコスクール・プラス」を参考に、イニシャルコスト、ランニングコスト、教育面での効果等を総合的に考慮し、学校ごとに導入可能な項目を個別に検討します。(事務局)
083	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(2)安全でゆとり のある施設 ク カウンセリングの 充実のための施設	カウンセリングの充実のための施設での論じ方が弱い。総合的に計画し配置しただけではなく、保健室などと合わせて機能充実とカウンセラーの方が会話、傾聴しやすい環境を構築すべきである。このカウンセリングの環境は今後被災した際の一般住民の避難施設として機能した際、心のケア施設として再利用もできる可能性がある。	現在の学校の相談室等が後付けで設置されたため、保健室等への連携や周囲の視線等に配慮されていません。今後、カウンセラーが会話、傾聴しやすい環境を構築するためにも、まず配置を考慮すべきであると考え、記載の表記としています。
084	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつな がりを育てる施設	3-2(3)「地域のつながりを育てる施設」は地域の各団体との話し合いが必要で合意形成が肝要と考える。学校(スクール)を核としてコミュニティをどのようにつくるのか。	本計画と並行して策定される第三期学校教育計画において、学校、家庭、地域の関係性について、今後検討を行うとされています。その検討の結果、必要であれば施設面での対応を行います。(事務局)
085	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつな がりを育てる施設 イ 地域における児童 福祉の場となる施設	あそべえ、こどもクラブについて、「学校との連携協力を強化することを想定し施設を整備」は、具体的にどのようなことを指しているのか。校舎本体の普通教室と連続して(お互い転用しやすいように)同じ規模で入れるということか、何かのゾーンと近づけるといふことなのか。	学校の教職員と地域子ども館(あそべえ、こどもクラブ)の職員の連携を図るため、学校の意見を参考にしながら、職員室へ座席を設置できるようにします。
086	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつな がりを育てる施設 ウ 地域の避難所とな る施設	主に室内で使用する備蓄品の倉庫は、市民が搬出することを考慮し、必ず屋内運動場(体育館)のメインアリーナ配置階に設置すること。	「第4章1(2)個別事項 防災倉庫・備蓄倉庫」に、「避難所となる屋内運動場との連携を考慮し、配置する」と追記しました。
087	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつな がりを育てる施設 ウ 地域の避難所とな る施設	避難所避難者数を考慮すると、使用不可の場所(校長室、職員室等)を除き、普通教室をはじめ全て開放する必要がある。後追いで開放していくより、全て開放する前提の方が対応に躊躇がなく計画的に行動でき、教育活動の早期再開にもつながる。	全て開放する前提で施設を設計することは困難であり、非常時の運用については、施設の設計の前提となる日常の地域開放とは別に考える必要があります。
088	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつな がりを育てる施設 ウ 地域の避難所とな る施設	避難所の混乱を防ぐため最初から普通教室をすべて開放したほうが避難所運営協議会も計画的に行動ができる。	全て開放する前提で施設を設計することは困難であり、非常時の運用については、施設の設計の前提となる日常の地域開放とは別に考える必要があります。
089	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつな がりを育てる施設 ウ 地域の避難所とな る施設	道路から備蓄倉庫までの車両の進入経路の確保(物資輸送)が必要である。平常時にも、車両が校門を開けて侵入しなくてよいように、正門の近くの外壁の外に駐車スペースを確保する(児童保護 例:大野田小)。開門をして侵入の場合に道路上に一時的ではあるが停車することになり、他の車両や歩行者に迷惑をかけている。	駐車場の配置については、各学校の敷地形状、建物配置などに応じ、個別に検討することになりますが、子どもの安全を考え、歩車分離ができることを前提とします。そのうえで、「第4章1(2)個別事項 防災倉庫・備蓄倉庫」に「車両が寄り付くことができる場所に設置する」と記載しています。
090	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつな がりを育てる施設 ウ 地域の避難所とな る施設	主に避難者居住スペースとなる体育館に近い場所にマンホールトイレの設備を設置する必要がある。トイレまでの導線がバリアフリーであること。経路には照明設備が必要。	設備の配置・仕様を検討する際の参考とさせていただきます。(事務局)
091	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつな がりを育てる施設 ウ 地域の避難所とな る施設	避難している人がマンホールトイレを使用する場合を考え、体育館の近くにつくってほしい。	設備の配置・仕様を検討する際の参考とさせていただきます。(事務局)
092	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつな がりを育てる施設 ウ 地域の避難所とな る施設	物資の保管場所は体育館同一フロアが望ましいが、地下や2階以上の場合に、手巻きウインチや電動スライド式荷揚げ機(マイティスライダー)を、発電機で作動させて活用できる設備設計にする。物資の上下の移動手段を確保する。(平常時の物資の搬入・搬出はEVが使用できることが前提です。)例)瓦を屋根に揚げる機械。	設備の配置・仕様を検討する際の参考とさせていただきます。(事務局)



番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
093	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	防災について具体的なことが書かれていない。災害があったときは1階、2階しか使用できない（他は困難だと思う）。その中で絶対必要な部屋は多目的室と備蓄倉庫の隣り合わせに作り、間仕切りでも良いので広くとってほしい。思いやりルームとしても使える。	開放用多目的室および低層階の諸室の配置を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）
094	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	現在の学校は防災のことは何も考えてない作りになっている。防災課の詳しい職員に意見を聞き、防災に備えた学校づくりをしてほしい。（防災課でも詳しい職員が少ない）	防災課とよく相談し、学校の改築時には必要な防災機能をあらかじめ設置します。（事務局）
095	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	現状ペットは避難所に入れることはできないが、ペットと一緒にいることができるような避難所計画はあるか。	施設整備における具体的な想定はありません。避難所の運用に関する課題として、所管の防災課に伝えます。（事務局）
096	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	ペットの対策はどうするか。	施設整備における具体的な想定はありません。避難所の運用に関する課題として、所管の防災課に伝えます。（事務局）
097	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	避難時のインフルエンザ患者への対策は？	施設整備における具体的な想定はありません。避難所の運用に関する課題として、所管の防災課に伝えます。（事務局）
098	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	障害者について、同じ空間に入ることが難しい場合はどのように対応するのか。	非常時には開放用多目的室を思いやりルームとして使用する想定です。
099	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	これまで地震に対する議論がなされてきたが、最近の台風や豪雨を踏まえた水害なども加味した避難所設計にしてほしい。	ご意見のとおり、水害の想定も必要であると考えます。
100	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	避難所開設時の最終責任者は誰か。校長先生の立場や、教育委員会と武蔵野市災害対策本部の担当の立場はどうなるのか。	避難所開設時には、市の災害対策本部の長である市長が最終責任者となり、指揮系統は、災害対策本部-避難所班-各避難所の初動要員となります。ただし、そのラインに学校の教職員をどのように組み込むかについては今後の課題であるため、所管の防災課と研究していきます。（事務局）
101	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	現状は明確な災害時の指示系統がなく、現場の混乱可能性が残っているという認識でよいか。	避難所開設時には、市の災害対策本部の長である市長が最終責任者となり、指揮系統は、災害対策本部-避難所班-各避難所の初動要員となります。ただし、そのラインに学校の教職員をどのように組み込むかについては今後の課題であるため、所管の防災課と研究していきます。（事務局）
102	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 エ 複合化への対応	地域の人も利用可能な教育施設を学校の中に入れ込むことも検討してほしい。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行いますが、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。（事務局）
103	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 エ 複合化への対応	学校施設は老人、障害者、幼児、学童保育、夜間、早朝勉強施設を併設しなければ地域の核や転用として活用が非常時、災害時にも難しいので、考慮は必定としてください。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行いますが、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。（事務局）
104	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 オ 学校開放（多機能化）のための施設環境の整備	コミセンなどの無料会議室・多目的室の不足から、予約・利用ができないことが多々ある。学校にもこうした場所の絶対数の確保を進めて欲しい。また屋内での飲食可能なスペースを増やすべきである。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行いますが、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。（事務局）

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
105	17	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 オ 学校開放(多機能化)のための施設環境の整備	複合化への対応として、学校図書館を地域に開放(土日や平日5時以降など)し、司書を常駐させることを提案する。武蔵野市には図書館が少なすぎる。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行いますが、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。(事務局)
106	18	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 オ 学校開放(多機能化)のための施設環境の整備	地域開放ゾーンについて、学校の責任者ではなく、学校外の方が管理することが大事である。	ご意見のとおり、複合化、多機能化は、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。
107	18	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 キ 永く愛される施設	確かに多くの場合出身校には愛着があり、廃校や改築には残念に感じることはある。「愛される」とはそういうことなのか。そうでないとしたら、愛されるための工夫が説明文からは読み取れない。	ご意見のとおり、表記があいまいであったため、素案「第3章2(3)キ 永く愛される施設」を「カ 地域に調和する施設」に統合し、「カ 地域に調和し愛される施設」としました。
108	18	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(3)地域のつながりを育てる施設 キ 永く愛される施設	ライフサイクルコストに関して、最初にコストをかけ、耐用年数の長い建物を作る考え方はあるか。	地域のニーズに応じ、躯体を長期仕様にすることも想定されます。
109	18	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	この計画の素案を読んでまず、桜野小が基準に満たしていないことが多いことに驚いた。建て替えのタイミングを待たずに、体育館など日々の授業で足りない施設を補うべきではないか。	本計画では、今後の学校施設に求められる機能・性能を記載しており、その中には施設を改築しないと満たせない内容も多く含まれます。学校を改築するまでの間は、劣化保全、改良保全で可能な範囲での機能改善を行っていきます。(事務局)
110	18	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	武蔵野市は学校を含め公共建物に小刻みに手を加えてきたため52年間も持っていることに感銘を受けた。	今後も予防保全の考え方に沿った劣化・改良保全整備を実施していきます。(事務局)
111	18	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	文科省はそもそもライフサイクルコストを見据えて長寿命化を図ることを示しており、躯体状況に合わせた手入れをするべきであると言っている。武蔵野市の「42年目～45年目に劣化が進むので60年目を目処に改築をする」という方針では交付金をもらえない可能性がある中で、市債という選択をするならば、改築の正当性と妥当性を説明すべきである。	文部科学省が示す長寿命化に対し、本市も45年で改築するのではなく長寿命化させるという方向性は同じです。その前提で、長寿命化の範囲を何年とするかは自治体が判断することだと考えます。文部科学省から求められているのは、改築、改修に関わらず財政見通しに基づいた施設整備計画を策定することであり、60年で改築をするという方針により交付金の対象とならない、ということではないと考えます。
112	19	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	80年使用の長寿命化改修と60年使用後の改築では、改修費用が違うのではないか。	ご意見のとおり、現在の建物を60年まで使用する場合の方が、80年まで使用する場合より改修費用が安くなります。現在の長期的費用の算定では、60年改築、80年改築ともに改築後の建物の耐用年数を同じにしていますので、現在の建物にかかる改修費用の差が、長期的費用の差となります。
113	19	3章-2 学校施設整備 に向けた考え方	3-2(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	図表13に長寿命化改修で困難な項目について、現段階での解消は難しいものなのか	図表13は、現在の建物の改修では不可能であり、改築でないとできない例として挙げています。
114	20	4章-1 施設規模	4-1(1)普通教室	今までより教室を広げることはとてもいいと思います。しかし、1クラスに40人もの子ども達に一人の教員が一斉授業をする方法は無理が生じてきていると思う。今後は学び方が変わっていくことを考えると、教室の内容やそれぞれの数を考え直していった方がいいと思う。	本計画は現時点での運用をもとに教室数の計算をしています。今後の教育的ニーズの変更に對しては、その時点で可能な限り対応していきます。(事務局)
115	20	4章-1 施設規模	4-1(1)普通教室	教室の広さのシミュレーションは、現在の実際の机の大きさを計算しているか。	普通教室のシミュレーションは、新JIS規格の机の大きさを計算しています。
116	20	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) 理科室	理科室は第一、第二、準備室と3つの部屋が必要。実験器具の収納スペースの問題と、特にクラス数が多いところでは理科室の使用争奪戦が起こっているという現状があるため。	特別教室は、授業数により必要な室数を確保する必要があると考えに基づき、記載の表記としています。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
117	20	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) 理科室	理科室の面積は、座学分のスペースだけあればよいというわけではなく、場所を取る実験もあるため狭いと非常に危険である。子どもたちが他人とぶつかることなく安全に実験するために、そこも考慮して慎重に設計してほしい。設計は机上の計算だけではなく、中学の理科専科、小学校の教員と理科指導員(来年度からは理科授業パートナーの名称に変更)など実際に授業で使用している人の意見を必ず聞いてほしい。	理科室の面積は、1室あたり2コマとしています(準備室含む)。これは現在の市内の小中学校および近隣自治体の状況を参考に算出しています。ただし、従来と同じコマ数であっても、1コマあたりの面積が広がった分、理科室の面積も広がります。設計は、現場で使用する方の意見を踏まえて行う必要があると考えます。
118	20	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) 理科室	理科室について、クラスの最高人数が時代によって変わるので、生徒や児童数40名の場合を想定して、実験机や椅子の数を決めてほしい。	現在の運用である1学級40名で想定しています。
119	20	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) 図工室・美術室	現在、第五小の図工室の準備室が学童保育の部屋に転用されて、図工室がとても狭い。作った物を置く場所にも困っているうえ、水道の数が足りなくて困っている。課目に必要な整備をしてほしい。	「第4章1(3)校舎(諸室面積基準)」に、1室あたりの必要面積を明記し、授業数により必要な室数を確保する旨を記載しました。
120	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) ラーニング・コモンズ	ラーニング・コモンズは今後重要となる。1カ所の広さの確保と同時に、複数カ所の設置も視野に入れてほしい。複数クラスで同時に使いたい、指導計画重複学年の使用が同時に重なる等が考えられる。また、学習形態の変化に対応するには、フリースペース(1学年全員が集まって活動できる規模)があると良い。	ラーニング・コモンズ内の学校図書館、多目的室、ICT学習室は各々別の授業が行えるよう、間仕切り・遮音等に配慮します。また、多様な学習形態に対応するには、ラーニング・コモンズとは別に多目的室も必要と考え、本計画に記載しました。
121	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) 職員室	職員室が最大3.5コマということは、教職員が多い場合は第二職員室ができてきたりするのかわ。	職員室は、最新の学級数の推計に基づき、必要席数×5㎡を確保した場合の最小値から最大値の幅を示しており、最大の学校で3.5コマと想定しています。
122	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) 職員室	職員室に関しても個別校にあてはめたときに足りない上限値がでてくるのではないかと。	最新の推計上最大の学校で3.5コマと想定し、記載していますが、各学校の計画時に改めて確認したうえで、必要席数×5㎡を確保する必要があると考えます。
123	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) 児童生徒用更衣室	小学校では3、4年生の中学年でも、女子児童の保護者から男女分かれた更衣室がほしいとの要望がある。現状では、男女別の更衣室を確保するため別の目的の部屋を更衣室として使っているが、限界状態。新校舎では、更衣室の数を増やしてほしい。	従来の小学校では後付けで更衣室を設置してきましたが、本計画においては小学校にもあらかじめ設置することとしています。
124	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準)	「印刷室」「倉庫・教材室」「児童生徒用更衣室」について各0.5コマではなく、学級数に応じた規模にすべきである。	教材室は学級数に応じた室数の基準を示しています。印刷室、倉庫、児童生徒用更衣室については、表記の内容で推計上最大の学校も間に合うものと考えます。
125	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) あそべえ	コマ数で各部屋について書いてあるが、学校の規模に関係なく記載通りの上限値なのか？普通教室以外のあそべえなどの部屋の大きさの上限が決まっていることに疑問を感じる。	あそべえについては、児童数推計、利用率予測および各学校の敷地条件を総合的に勘案し、設計をする必要があると考えます。
126	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) あそべえ	「児童数に応じた規模とする」となっているものの、コマ数が1.5~2.0と上限が設定されていることが気になる。学童クラブと違って定められた基準がないからこそ、児童が健康的に過ごせる十分な広さが確保されるよう、コマ数の上限を定めるべきではない。	あそべえについては、児童数推計、利用率予測および各学校の敷地条件を総合的に勘案し、設計をする必要があると考えます。
127	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) あそべえ	あそべえのコマ数が1.5~2.0とあるが、令和元年5月時点での学校間の児童数で3.3倍の開きがある。おそらく2.0コマではなく5.0コマになるのではないかと。	あそべえについては、児童数推計、利用率予測および各学校の敷地条件を総合的に勘案し、設計をする必要があると考えます。
128	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) あそべえ	あそべえのコマ数は児童数に応じた規模とあるが、小学校によって3倍程度の差があると思うが、コマ数に表れていない。	あそべえについては、児童数推計、利用率予測および各学校の敷地条件を総合的に勘案し、設計をする必要があると考えます。
129	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準)あそべえ、こどもクラブ	あそべえ・こどもクラブのコマ数が学校教育へ影響がありそうな場合は学校外の施設も検討してはどうか。また、児童館の無い地域には児童館の設置も検討されてはどうか。	こどもクラブの利用児童数の増加により、学校教育への影響が見込まれる小学校については、学校の隣接地での整備を行うことも想定されます。桜堤児童館については、日常的な予防保全、小規模な設備更新等を行い、長寿命化を図ります。(事務局)

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
130	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) こどもクラブ	学童クラブは校舎の中に入れるという意味か。	市の方針に沿って、可能な限り学校敷地内に設置する想定です。
131	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) こどもクラブ	改築スケジュールと学童クラブの建築時期のズレについてはどのように考えるか。	施設を効率的・効果的に配置するため、学童棟が別にある場合にも、校舎棟の改築と同時に改築する必要があると考えます。
132	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) こどもクラブ	学童クラブ入所者数が増えている要素も加味して学校の計画を考えているか。	最新の児童数推計および入会率の推移に基づき改築予定年次の入会数を計算し、必要面積を計算しています。
133	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) こどもクラブ	学童のコマ数表記が他の教室と違う理由は？いくら面積を確保しても、支援単位で分ける必要があるのでは？	ご意見のとおり、1室あたりのコマ数の表示に変更しました。
134	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) 共用部	昇降口については安全を考えて、学級数に応じた基準を定めるべきである。	ご意見を参考に、「第4章2(2)個別事項 共用部」に「1コマあたり9学級までを目安とする」、「可能な限りGL(グランドライン)からの高低差がないよう配置する」と記載しました。
135	21	4章-1 施設規模	4-1(3)校舎(諸室面積基準) 共用部	廊下の幅はどのように考えているか。防災訓練をする際に廊下に人が溢れたケースが有った。また、子どものユーティリティースペースについてどう考えるか。	学校へのヒアリングからも、余裕のある共用部に賛同する声がありました。また、廊下や昇降口の安全性を確保するためにも、本計画では共用部の面積基準を現在の平均よりも広げ床面積の40%以下としています
136	21	4章-1 施設規模	4-1(4)校舎以外 屋内運動場	東京都の避難所ガイドラインによる避難者の想定人数の約92%の人が体育館に入り切らないが、教室等使うことを考えるのか。	非常時に避難者が屋内運動場に入りきれない場合の施設の運用については、学校ごとに検討する必要があると考えます。
137	21	4章-1 施設規模	4-1(4)校舎以外 防災倉庫、備蓄倉庫	現在の校庭にある防災倉庫は狭すぎ、ゴチャゴチャしていて整理できず何の役にも立たない。もっと広くしてほしい。	改築後の学校の防災倉庫として必要な面積を防災課に確認し、20㎡としました。
138	23	4章-2 施設の配置と 整備方針	4-2(2)個別事項	習熟度別学習室、その他(学校)の多目的室、開放用の多目的室の用途の違いは何か。普通教室に転用が可能なのか、設備・機能が違うのか。	設備・機能に差はありません。習熟度別学習室、学校の多目的室については普通教室への転用も可能とすべきであると考えます。 開放用多目的室は開放ゾーンに配置し、学校とは別に管理する前提です。
139	23	4章-2 施設の配置と 整備方針	4-2(2)個別事項	バリアフリー、エレベーター、電気、水の確保とトイレに重大な関心がある。	いずれも重要であり、安全で誰でも使いやすい施設とするためにはこれらの項目に配慮する必要があると考えます。
140	23	4章-2 施設の配置と 整備方針	4-2(2)個別事項	音楽室以外の部屋では、教室外からの音がかなり大きく響く。環境を考える際に考慮に含めてほしい。	諸室の仕様を検討する際の参考とさせていただきます。(事務局)
141	23	4章-2 施設の配置と 整備方針	4-2(2)個別事項 理科室	理科室の設備について、理科準備室だけでも湯沸かし器水道、換気扇、暗幕、冷蔵庫・製氷機・薬品庫の置き場を設置してほしい。特にお湯が常時使えることは、短い授業時間内の実験効率を上げ、教員の負担を下げる。現在理科準備室に湯沸かし器がない中学校があるので、湯沸かし器だけは全校の設計に取り入れてほしい。	設備の仕様を検討する際の参考とさせていただきます。(事務局)
142	23	4章-2 施設の配置と 整備方針	4-2(2)個別事項 理科室	現在、半地下に理科室がある学校が多いが、湿度の関係上カビが生えやすく、薬品や光学機器、電気機器を収納する場所としては適当ではない。	諸室の配置を検討する際の参考とさせていただきます。(事務局)
143	23	4章-2 施設の配置と 整備方針	4-2(2)個別事項 ラーニング・コモンズ	ICT学習室には1人1台のデスクは残るのでしょうか。	什器については各校の判断によりますが、ICT学習室においても様々な使い方ができるようにする必要があると考えます。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
144	23	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 ラーニング・コモンズ	「学校図書館」について、不登校手前の対策、または再登校への足場として、「図書室登校」に対応できるような空間も作るべきである。また、教職員がいなくても常に利用できるような工夫がないと、教育的効果は得られないと思う(常に司書がいるのが理想であるが)。	ご意見として承り、不登校対策所管の教育支援課、学校図書館運用の所管の指導課に伝えます。(事務局)
145	23	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 ラーニング・コモンズ	ICTや図書館を一体化させるラーニングコモンズの考えはとても良い。しかし、低学年用読み聞かせスペースという考えには賛同しかねる。小学生、中学生みな読み聞かせは必要だと思う。	「低学年用読み聞かせスペース」とは、小学校の学校図書館における、本に親しむためリラックスして使用できるスペースを指しています。また、ラーニング・コモンズ内はすべてが静謐な空間ではなく、グループ学習等会話をしながら使用できる空間との併設を前提としていますので、中学生でも関わらず読み聞かせを行うこと可能であると考えます。
146	24	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 職員室	職員室内の休憩スペース設置は大変良い。それとは別に労働安全衛生法に規定がある労働者の休憩室(男女別)を確保してほしい。	労働安全衛生規則で設置義務とされている「休養室等」については、保健室が該当するほか、職員用更衣室を従来より広くとっていますので、更衣室内に臥床することができるソファを設置するなどの運用を学校ごとに考えていただくことを想定しています。同規則で努力義務とされる「休憩設備」については職員室内に設置予定の休憩スペースが該当すると考えます。
147	24	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 職員室	支援人材が執務できる環境について、学校コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの想定かとも思うが、教育委員会からの委嘱を受けていない、地域子ども館館長についても、占有スペースではなくともよいので執務スペースにいることを位置づけてほしい。	ご意見を参考に、 <u>空間構成・仕様等に文言を追記し、「全ての教員、特別支援教育関係職員、支援人材、地域子ども館館長が執務し…」</u> としました。
148	25	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 給食調理室	素案16ページ「イ」、「武蔵野市学校給食施設検討委員会」報告書の作業環境、労働安全衛生に関する記述をふまえ、給食調理室において調理員の労働衛生に配慮した作業環境を実現する具体的な表現として、給食調理施設の空間構成・仕様等欄に「調理員の労働衛生に配慮した作業環境を実現する設備の検討を行う。」という一文を追記することを提案する。	給食調理室に限らず、本計画に記載するあらゆる施設・設備は、労働衛生に配慮し、法令を遵守することを前提としているため、給食調理室のみに記載する必要はないと考えます。
149	25	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 共用部	半地下の教室ではトイレが同じ階になく、子ども、教員にとって非常に不便なので、トイレは各階に設置してほしい。	<u>ご意見を参考に、配置に「授業で使用する教室がある階には必ずトイレを設置する」と追記しました。</u>
150	25	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 共用部	トイレについては、和便器でない(心理的に)できない子もいるので、校内に全くないという状態は作らないでほしい。	ご意見として承り、各学校の設計において参考とさせていただきます。(事務局)
151	25	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 共用部	トイレに関して、和式は基本的に設置しないと記載があるが、基本的にとは、どのような意味か。	和式便所を設置する可能性を残すという意味で「基本的に」という表現にしています。
152	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	校庭を天然芝生化してほしい。人工芝と比べ、天然芝は地表温度を下げ、炭酸ガスを吸収し、環境負荷を低下させる効果がある。財政的にも人工芝より天然芝の方が長期的負担が軽いと思われる。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考えます。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
153	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	校庭舗装の検討条件に天然芝を入れてほしい。すべての学校に天然芝がふさわしいとは考えないが、個別の学校の整備の際に天然芝も含めた検討を行うべきである。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考えます。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
154	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	天然芝を校庭に導入するという施策を、是非ここに加えて頂きたい。養生の問題、維持管理の費用などの課題に対する解決事例も数多く蓄積され、怪我の予防、運動外遊び意欲の向上、砂塵の防止、ヒートアイランド対策、情緒面のいやし効果等々期待される様々な効果があり、メリットと課題双方をより詳細に検討する価値は十分にある。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考えます。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
155	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	校庭の仕様に天然芝を選択肢に入れていない理由はあるのか。加えても良いのではないかと。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考えます。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
156	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	天然芝舗装仕様についてのデメリットをも緩和する方策がある一方、土舗装にもデメリット（土埃、ヒートアイランド現象）がある。子どもの成長のためには天然芝が良いと思うので、この計画に書かないのは残念である。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考えます。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
157	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	校庭舗装について、子どもが外で遊びたくなるような環境づくりや、砂塵問題に配慮し、天然芝を検討要素に入れてほしい。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考えます。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
158	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	「人工芝」の言葉を削除してほしい。理由：人工芝がマイクロプラスチックの問題を引き起こすことが問題となっている現代において、人工芝を学校に敷くというのは時代の流れに逆行するものであり、子どもたちへの環境教育を推進しようとしていながら、環境に悪い素材を校庭に敷くのは矛盾しているのではないかと。学校の校庭は、人工的な環境に包まれた現代の子どもたちの健全な成長のために、ぜひとも自然の土を基本としてほしいと考える。	ご意見を受け、人工芝を削除しました。
159	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	校庭の舗装について、人工芝とあるが、環境ベンチャーの「ピリカ」の調査によると人工芝がマイクロプラスチックの発生源としては一番多く23%を占めるとのことである。素案22ページのエコスクールプラスではSDGsの観点はないようだが、そういう環境面も配慮したほうがよいのではないかと。	ご意見を受け、人工芝を削除しました。
160	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	マイクロプラスチックが及ぼす海洋汚染の害を考えると、二次マイクロプラスチックの元となる人工芝を校庭に使用するの教育的・道義的に問題があると考えます。舗装材の候補から外すべきである。	ご意見を受け、人工芝を削除しました。
161	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	「すべての小中学校に、生物多様性や環境学習のための学校ビオトープを設置する」としてほしい。 理由：各小中学校にある学校ビオトープは、市内の生態系ネットワークの小～中拠点として重要な意味をもっており、生物多様性の重要なスポットである。「武蔵野市生物多様性基本方針」でも学校ビオトープを活かして自然環境教育と市民性を高める教育を一体的に推進すると明記されている（28ページ）。	現在、ビオトープは小学校に設置しており、今後も中学校への設置は考えておりません。改築後の小学校でも、極力敷地内に設置しますが、学校によっては建物、トラック等の必要面積を確保した結果ビオトープの設置が不可能となる可能性もあるため、記載の表記としています。
162	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	小学校のビオトープについては、設置を前提とする個別計画もあるため極力敷地内での設置をすべきと考えます。	ご意見のとおり、極力小学校の敷地内に設置しますが、学校によっては建物、トラック等の必要面積を確保した結果ビオトープの設置が不可能となる可能性もあるため、記載の表記としています。
163	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	校庭にビオトープは必ずしも作る必要はないと読み取れる。市では生物多様性基本方針を策定し、その中でビオトープを活用すると書かれているし、武蔵野市のように大きな緑が無い場合は、学校ビオトープを含むエコロジカル・ネットワークで生物多様性を保全する必要がある。植栽も含め生き物の移動の移動を助け居場所になるようにすべき。	極力小学校の敷地内に設置しますが、学校によっては建物、トラック等の必要面積を確保した結果ビオトープの設置が不可能となる可能性もあります。その場合でも環境学習の教材を確保するという点を明らかにするため、記載の表記としています。
164	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	ビオトープの管理は教職員だけではなく専門家や地域の力もあるといい。施設整備とは関係なさそうだが、設備を作るのであればその後の管理・運営まで考えておいた方がいいと思う。	ご意見のとおり、あらゆる施設・設備は、設置の際に管理運営方法を合わせて検討し、学校への負担増とならないよう考慮する必要があると考えます。 ・施設・設備は設置の際管理運営方法を考慮し、学校の負担軽減につなげる必要があります。
165	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	北側校庭の水捌けや残雪対策を求む。	北側校庭の場合、土舗装ではご指摘のような課題があり、対策として全天候型舗装を検討すべきであると考え、記載の表記としています。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
166	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	もし北側に校庭を配置する場合、雨天後は乾燥しやすく、降雪後は融雪しやすい工夫をどうするかまで考えた配置が必要と考えます。	北側校庭の場合、土舗装ではご指摘のような課題があり、対策として全天候型舗装を検討すべきであると考え、記載の表記としています。
167	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	南側校舎（北側校庭）になりそうな学校は既に想定されているか。	施設の配置は各学校の検討の中で明確になるため、現在想定する学校はありません。
168	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	北側校庭に関して、日照問題で冬場に校庭を使えなくなる可能性があるのを慎重に検討してほしい。	ご意見のとおり慎重に検討すべきですが、敷地条件が厳しい学校があるため、北側校庭を選択肢として残す必要があると考えます。
169	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	北側校庭に関して、日照問題で冬場に校庭を使えなくなる可能性があるのを慎重に検討してほしい。	ご意見のとおり慎重に検討すべきですが敷地条件が厳しい学校があるため、選択肢として北側校庭を残す必要があると考えます。
170	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	北側校庭を検討するのではなく、高さ制限・日影規制を緩和できないのか。	高さ制限および日影規制の緩和の許可を得ることは困難であることと、高さ制限緩和の認定を受けることができる学校でも、南側へ校庭を設置することを現時点で保証できないため、選択肢として北側校庭を残す必要があると考えます。
171	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 校庭	校庭の木は登れるように剪定できないか。子どもの体力過去最低などといいつながら、市内公園ではボール遊びができなかったり、2mまでは枝を落とす剪定をしていたり、子どもの成長に配慮された状況ではない。全体的にまちは大人の都合で作られているので、せめて学校は子どもの都合を優先してほしい。	各学校の校庭・緑の管理・運用に関するご意見として承ります。（事務局）
172	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 プール	「校地の条件により、学校外施設の活用、複数校での共同利用～」とありますが、現実的ではない。以前、桜野小で工事のためにプールが使えなくなり、近隣校のプールを借りて授業を行いました。移動による時間ロスが多く（2校時+中休みを使っても入水できるのは20分程度）、借り上げ路線バス移動のためシートベルトなどの安全装置がなく、毎回酔い止めを服用せざるを得ない児童もいたり、教員・児童両方に負担が大きい割に実りが少ないものだった。	ご意見として承ります。
173	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 プール	第三小のプールを学校敷地内につくってほしい。	施設の配置を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）
174	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 屋内運動場	屋内運動場には、避難者の衛生管理のため、男女別シャワー室の設置も必要である。	平時も含めた利用頻度や現実的な実現可能性を考慮する必要があり、具体的な仕様を検討する際の参考とさせていただきます。
175	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 屋内運動場	「武蔵野市第六期長期計画 計画案」、素案16ページ「エ」「キ」をふまえ、水害・風害時にも避難所として使用される屋内運動場の適切な温熱環境を確保するためのハード面の整備方針を具体化する表現として、屋内運動場の空間構成・仕様等の欄の表記を「避難所利用を想定し、男女別のトイレと更衣室を設置するとともに、水害・風害による停電発生時にも対応できる空調機の検討を行う。」とすることを提案する。	ご意見を参考に、空間構成・仕様等の文言を追加し、「避難所利用を想定した温熱環境を確保し…」としました。
176	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 屋内運動場	避難所は避難人数に関わらず、区割りができるようにしたい。	避難所の運用についてのご意見として承り、担当の防災課へ伝えます。（事務局）
177	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 屋内運動場	第三小体育館の近くの女性トイレが和式なので、早急に直してほしい。	現在の施設へのご要望として承ります。（事務局）
178	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 屋内運動場	体育館が地下にあるのは避難所として無理がある。	今後は水害も想定した配置とする必要があると考えます。
179	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	学校内の備蓄倉庫に毛布を保管するなどの考えはあるか。	避難所施設の運用については、各学校ごとに関係者間で協議します。（事務局）
180	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 屋内運動場	避難所として利用する場合、地域への援助物資の配布拠点となるため、物資の搬入導線と貯蔵スペースに考慮をお願いしたい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
181	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	防災備蓄倉庫は体育館と同じフロアで近い位置に設置していただきたい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
182	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	現在、第三小の備蓄倉庫はオープンな地下にある。地下は物資の出し入れに不便なので同じフロアに置いてほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
183	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	備蓄倉庫は平らな場所に作ってほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
184	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	防災倉庫は、体育館に隣接させてほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
185	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	台風で外に出ることが困難な状況も想定し、体育館の近くに備蓄倉庫、防災倉庫をおいてほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
186	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	備蓄倉庫は使いやすいように、体育館の周辺に作ったほうが良い。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
187	26	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	改築の際には防災の観点から、防災倉庫、ふれあいルームの位置等に配慮してほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
188	27	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(3)管理区分	ラーニング・コモンズ内の多目的室を地域に開放するのは、安全管理区分を分ける必要があり、配置に制約が生じないか。普通教室の子どもが使いにくい遠いところにならないか。	ラーニング・コモンズはあくまでも学校教育の中心であり、例外として個別の学校の計画において、ラーニング・コモンズ内の学校図書館の開放を希望する声が上がることをご想定し記載しましたが、多目的室やICT学習室も含めたラーニングコモンズ全体をすべての学校で開放するように読めることから、該当部分を削除しました。
189	27	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(3)管理区分	管理区分に開放ゾーンを設けるのであれば、改築後は開放ゾーンを管理する市の正規職員を配置してほしい。管理が副校長の手から離れるとしたら、なおさらきちんと判断と責任を持つことができる職員がいないと、地域との調整は本当に大変である。また、新設とはいえ故障時の対応維持メンテナンスなどの指示も必要になる。	改築後の学校における複合化・多機能化を検討するにあたっては、管理の方法についても合わせて検討する必要があると考えます。開放管理のあり方についてのご意見として承ります。
190	27	4章-2 施設の配置と整備方針	4章-2(3)管理区分	武蔵野市には会議室や図書館、茶室、調理室など無料で使える施設がたくさんあるが、暗室や工作機械を使える施設など科学・技術系の施設がない。近隣では三鷹市の「ファブスペースみたか」などがある。学校施設を開放するのであれば、家庭科室や多目的室だけでなく、理科室や図工室、技術室も開放してほしい。音楽室も需要はあると思う。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行いますが、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。さらに家庭科室以外の特別教室等の開放については、児童生徒の安全を確保できる配置、物品・備品の管理等の課題があり、慎重に検討すべきと考えます。（事務局）
191	27	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(3)管理区分	開放ゾーンを増やしてはどうか。（例：音楽室、技術室）。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行いますが、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。さらに家庭科室以外の特別教室等の開放については、児童生徒の安全を確保できる配置、物品・備品の管理等の課題があり、慎重に検討すべきと考えます。（事務局）
192	27	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2(3)管理区分	大野田小のPTA室と体育館会議室は、入り口が同じできちんとした区割りがない。防犯、情報管理の面でも不都合が多いので、改善を希望する。	現在の施設へのご要望として承ります。（事務局）



番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
193	27	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2 (3) 管理区分	学校図書館も地域に開放すべきである。学校内を通らずに行ける出入り口を別途つける必要がある。三鷹市がすでに開放しているので、参考にさせて頂いたら良いと思う。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行います。学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。（事務局）
194	27	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2 (3) 管理区分	生涯学習担当管理を持たせ、学校内の施設設備が生涯学習に活用されるのは大変良いこと。特に多目的室が利用できるのは、地域の「学びおくり」を行う生涯学習支援の視点からも素晴らしい。注意点は「学内の生徒の安全が守られるセキュリティを担保すること」である。必ず、区分できる仕組み、安全が守られる仕組みを入れてほしい。	ご意見のとおり、複合化、多機能化は、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。（事務局）
195	27	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2 (3) 管理区分	学校開放時に使用する設備は低層階に集約してほしい。	複合化、多機能化する施設は、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校（管理職）への負担がかからない配置とする必要があると考えます。
196	27	4章-2 施設の配置と整備方針	4-2 (3) 管理区分	P T A等は現在で開放ゾーンなので引き続きお願いしたい。	ご意見として承ります。（事務局）
197	28	5章-1 整備スケジュール	5-1 (1) 改築順序の基本的な考え方	4校同時の工事が現実でない理由は？	単年度で負担できる工事費の金額の上限と、本市の技術職の人数が限られているため、年度ごとの工事を2校までとしています。
198	30	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2) 劣化状況調査結果	第一小体育館のコア抜きCON強度11.3という数字はどのように測定した数値か。代表値なのか平均値なのか。	サンプルの最小値を記載しています。（事務局）
199	30	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2) 劣化状況調査結果	改築は第一小の体育館から行うべきではないか。	当時の専門家の診断および第三者機関の評定で耐震性能を満たしていますので、即時に改築工事を行う必要はないと考えます。
200	33	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3) 具体的な改築順序	学校を建て替えるのであれば、順番がなぜそのようになっているのかを説明していただきたい。第一小学校卒業生としては、なぜ第一小学校が第2グループなのか、心配でならないので説明してほしい。	第一小は第1グループの要件である「築後50年超で次の計画改定までに築後60年を迎える」または「劣化状況調査結果で改築を検討すべき項目がある」のいずれにも該当しないため、第2グループとしています。改築までの間も、予防保全の考え方に基づいた改修を行い、適切な教育環境を維持していきます。
201	30	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2) 劣化状況調査結果	素案30～31ページのデータと定性的な評価を点数化してほしい。	係数の掛け方によって、評価値が大きく変動してしまうことや、数値化できない情報があること、さらに評価の根拠を問われた場合は結局変数をもとに説明しなければならないことなどを考慮した結果、点数化はせず、調査結果の数値で判断しています。
202	30	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2) 劣化状況調査結果	係数の意味を説明したり、点数化した評価の妥当性のチェックは専門家が行えば良いことで、そのための策定委員会なのではないか。	教育委員会では、劣化状況調査結果の個々のデータをもとに改築順の考え方をお示しすることが一番わかりやすく、公平であると考えています。（事務局）
203	30	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2) 劣化状況調査結果	どのように改築順序を決めたのかがわかりにくいので、点数化したものはあるか。	係数の掛け方によって、評価値が大きく変動してしまうことや、数値化できない情報があること、さらに評価の根拠を問われた場合は結局変数をもとに説明しなければならないことなどを考慮した結果、点数化はせず、調査結果の数値で判断しています。
204	30	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2) 劣化状況調査結果	平成19年度の調査結果を参考するのは古くないか。	経年変化がない項目は当時の数値を使用します。屋根や外壁に関しては経年変化するので、直近の調査結果を用いています。また、コンクリートの中酸化に関しては、経年変化を理論式により計算できますので、調査時点から現在までの変化を計算した結果を記載しています。（事務局）

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
205	31	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2)劣化状況調査結果	素案30~31ページの数字に関して、平成12年の調査というのは情報として古くないか。	経年変化がない項目は当時の数値を使用します。屋根や外壁に関しては経年変化するものなので、直近の調査結果を用いています。また、コンクリートの中性化に関しては、経年変化を理論式により計算できますので、調査時点から現在までの変化を計算した結果を記載しています。(事務局)
206	30	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2)劣化状況調査結果	コンクリートの中性化を調べるのは外側のみか？一部の学校では建物内の壁・柱がひび割れていたりするので、補修要望を出している。	内側の検査も行っています。内装については施設課が毎年点検評価を行い、予防保全を行っています。(事務局)
207	31	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2)劣化状況調査結果	耐震補強やコンクリートの圧縮強度の○は、パーセンテージなどでの数値化は可能か。	数値で示せるものもありますが、基準値を満たすか否かを○×で示す方が実際の数値を示すよりわかりやすいと判断し、記載の表記としています。(事務局)
208	32	5章-1 整備スケジュール	5-1 (2)劣化状況調査結果	劣化状況調査結果の新耐震基準のコンクリート圧縮強度について、○で示すのではなく、旧耐震基準建物同様に詳細なデータを公表するべきではないか。	新耐震基準の建物については、建築基準法の完了検査においてコンクリート圧縮強度も含めた建築基準関係規定に適合していることが認められ、検査済証を取得しています。このため、本計画では基準値を満たしていることを○で示しています。(事務局)
209	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3)具体的な改築順序	第五中と第一中の中学校内に作られた仮設校舎を、それぞれ第五小と井之頭小が引き続き利用するのであれば、通学先が変更になるので、安全を改めて確認して頂きたい。行先が変わる小学生は混乱しないよう手厚い配慮を行ってほしい。	ご意見のとおり、十分な安全対策を行います。(事務局)
210	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3)具体的な改築順序	第五中、第一中内の仮設校舎を第五小、井之頭小の児童が使う場合、小・中コラボレーション授業などの「フィジビリティ・スタディ」を計画してみたい。 小・中一貫には反対でしたが、この2年の限られた短期間なら、子どもたちに「良い影響」を与える「多世代型交流授業」の試験的な取り組みが行えるのではないか？	ご意見として承ります。(事務局)
211	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3)具体的な改築順序	第五小は雨漏りがあると聞いているので、先に改築するべきではないか。	雨漏りについては既に対応しました。第五小に限らず全ての学校において、必要なメンテナンスは随時行います。また、第五小は敷地が狭く、仮設校舎を建てることのできないため、第五中に建てた仮設校舎を使用することが前提となり、改築順をこれ以上前倒しにできません。(事務局)
212	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3)具体的な改築順序	中学の中に建てた仮設校舎を、小学校の仮設校舎として使うことについて、現段階において、どのような影響が予測されるか。また対策はどのように行うのか。	通学距離が長くなることや、中学校の校庭に十分なスペースを取れない期間が長くなることが想定されます。対策としてはスクールバスによる登校や、校庭の代替として他の施設を借用することが考えられます。
213	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3)具体的な改築順序	仮設校舎の使用の子どもへの影響について、バスの通学などがあると思うが、特に受験生などに対して工事の精神的配慮は考えているか。	子どもが学習に集中できるよう、仮設校舎のグレードに配慮する必要があると考えます
214	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3)具体的な改築順序	学校を建て替えるには相応の敷地が必要と度々出てくるが、例えば井之頭小学校を考えたとき、税務署の用地を工事拡張すれば、延べ床面積や容積率が変わってくる。そういった要素から先に考えるべきではないか。	素案11ページの記載のとおり、敷地拡張も課題解決方法の一つとですが、その解決を待って、全体の基本計画を策定する事は現実的ではありません。まず全体計画としての本計画を定めたいうえで、個別計画で解決を図るべきであると考えます。
215	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3)具体的な改築順序	基本計画が決まったあとに個別校の課題解決について考えるのは遅くないか。	個別課題の解決を待って、全体の基本計画を策定する事は現実的ではありません。まず全体計画としての本計画を定めたいうえで、個別計画で解決を図るべきであると考えます。
216	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3)具体的な改築順序	改築順序、年次案には意味がわからないことがありいろいろな面で不平等になっていることも聞いている。	「第5章1 整備スケジュール」において、具体的なデータをもとに、どのように判断したかの考え方を説明しています。
217	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3)具体的な改築順序	改築順序について。なぜ各学校のデータが有りながらこのような順序になっているのか。	本計画では具体的なデータをもとに、どのように判断したかの考え方を説明しています。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
218	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3) 具体的な改築順序	公平性を担保して改築順を決めているんだとするならば、その根拠をきちんとお示しいただきたい。	本計画では具体的なデータをもとに、どのように判断したかの考え方を説明しています。
219	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3) 具体的な改築順序	改築順第1グループの境南小と第六中の工事期間が連続することは避けたい。境南小の子どもは第六中と第二中に通います。第二中も含めてまだ時間があると思うので子どもに影響が少ないよう検討してほしい。例えば第六中を前倒しにして、限定的に3校になる時があっても良いと思う。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
220	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3) 具体的な改築順序	境南小と第六中の工事が続いてしまうことが気になる。小・中と連続3年間工事中という児童がでるのではないかと第六中の改築年を1年前倒しするだけで避けられる問題なので、再考すべきである。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
221	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3) 具体的な改築順序	境南小の子どもは最悪4年間も工事期間にあたってしまう。あまりにもかわいそうだ。どうにか六中・二中の工期を早めて境南小を後にできないだろうか。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
222	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3) 具体的な改築順序	境南小の児童は第六中と第二中いずれにおいてもの小学校と中学校の両方で改築工事期間に学校生活を送ることになるが、それを考慮しているのか。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
223	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3) 具体的な改築順序	境南小の児童は第六中と第二中いずれにおいてもの小学校と中学校の両方で改築工事期間に学校生活を送ることになるが、それを考慮しているのか。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
224	34	5章-1 整備スケジュール	5-1 (3) 具体的な改築順序	境南小と第二中と第六中の連続した工期に関しては、同じ子どもや小学校と中学校で連続して仮設校舎使用とならないよう考慮してほしい。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
225	35	5章-2 事業費について		改築改修費の金額はこんなにかかるのかと認識を新たにした。	多大な費用を要することを念頭に、費用の圧縮に努めるとともに、費用の平準化を図る必要があると考えます。
226	35	5章-2 事業費について		24年間の723億円の事業費に関して、内訳は、校舎としての16校と体育館1つという認識でよいか。	大野田小学校校舎と、千川小学校（全棟）は含まれていません。築年数が新しく、本計画の期間内に改築期が到来しないためです。
227	35	5章-2 事業費について		事業費についてはもっとしっかりとした技術面や財政面についての説明が必要と考える。職員より専門職の市民のほうが詳しいこともあるので、そのような市民が納得できるような説明材料を揃えるべきではないか。	「第3章2(4) 学校施設の機能・性能の維持・向上」に60年改築と80年改築の長期的費用比較(100年間)のグラフを追記し、さらに「第5章2 事業費について」に本計画期間内の事業費試算の詳細を追記しました。
228	35	5章-2 事業費について		市の財政状況はどうか。国・都の補助・交付金は受けられるのか。	市の負担（市税・基金・市債）が原則ですが、国・都の補助金等については、各学校の改築、改修を実施する際の要件により可能な限り獲得していきます。（事務局）
229	35	5章-2 事業費について		大きな事業費となるが、財源はどのように考えているか。財源の内訳などの数字を提示すべきである。	市の負担（市税・基金・市債）が原則ですが、国・都の補助金等については、各学校の改築、改修を実施する際の要件により可能な限り獲得していきます。（事務局）
230	35	5章-2 事業費について		改築の総額費用は、武蔵野市の財政内でまかなえるのか。補助金には頼らないのか。	市の負担（市税・基金・市債）が原則で、国・都の補助金等は、各学校の改築、改修を実施する際の要件により可能な限り獲得していきます。（事務局）

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
231	35	5章-2 事業費について		事業費については年度別の総コストを、原資調達方法も含めて資料にいらしてほしい。	年度別総コストについては、第3章2(4)「学校施設の機能・性能の維持・向上」に60年改築と80年改築の長期的費用比較(100年間)として追記しました。資金調達方法については、市の負担(市税・基金・市債)が原則で、国・都の補助金等は、各学校の改築、改修を実施する際の要件により、可能な限り獲得していきます。(事務局)
232	35	5章-2 事業費について		財政に関して、総事業費と改修費、改築費の年度別推移は公表可能か。	「第3章2(4)学校施設の機能・性能の維持・向上」に60年改築と80年改築の長期的費用比較(100年間)のグラフを追記しました。
233	35	5章-2 事業費について		仮設校舎を建てた後、本設を建て、仮設校舎を壊すという流れを考えて、建設工事金額と仮設の金額がわかれているという認識で良いか。	ご指摘のとおりです。
234	35	5章-2 事業費について		事業費にデザイン料の上乗せはないか。	東京都の標準予算単価で計算しており、デザイン料の追加はありません。
235	35	5章-2 事業費について		事業費シミュレーションについて、武蔵野市の教育の特徴を見込んで計算しているのか。だとすると事業費圧縮、財政規律の維持という方針に反するのではないか。	財政規律の維持という前提に基づき、規模、価格が過大とならないよう、「第4章1(3)(4)面積基準」および東京都標準予算単価をもとに計算をしています。
236	35	5章-2 事業費について		未来の利用者が負担するという意味で、市債で進めることは必要なことなので、是非がんばって計画を進めて欲しい。	財政バランスをみながら進めてまいります。(事務局)
237	36	6章 整備の進め方		そもそも改築なのか建て替えなのか分からない。	本計画での「改築」とは、「建物を全て建て替えること」を指し、第6章では、改築の進め方について記載しています。
238	36	6章 整備の進め方		本計画の次に作成する個別施設計画の際にヒアリングは開催されるか。	改築の際には、学校ごと設計の前に基本構想・基本計画を策定します。基本構想・基本計画は、その学校の教職員、児童生徒、地域の方、将来その学校を使用する児童およびその保護者等の意見を聞き、策定する必要があると考えます。
239	36	6章-1 推進体制の確立	6-1(1)改築懇談会(仮称)の設置	改築懇談会の人数規模はどれくらいか。メンバーは固定なのか、都度招集なのか。	改築懇談会(仮称)で個別の事情や課題を把握するために、幅広く人選を行ったうえで、議論を継続するため固定メンバーとする必要があると考えます。なお、改築懇談会(仮称)だけでなく、アンケート、説明会のほか、ワークショップ等地域住民間で話し合うことができる場の設定も検討します。
240	36	6章-1 推進体制の確立	6-1(1)改築懇談会(仮称)の設置	意見交換会の際、事務局から「改築懇談会は固定のメンバーで行う」と説明があったが、あらゆる委員会同様にアテ職でメンバーを選ばないでほしい。失礼ながらアテ職で選ばれたかたの中には、判断能力や責任感が足りないのでは?と思えるかたもいます。ダルマのように、ただ黙って座っているだけのようなかたもいます。アテ職で選ばれてしまったことを重荷に感じているかたもいるでしょう。そんなメンバーから出た意見で改築の検討を進められてしまうなんて、子ども・教職員・保護者にとっては不幸です。誰も得をしないシステムなので、アテ職で人選することは絶対に止めるべきです。	ご意見のとおり、改築懇談会(仮称)の委員は、その学校の改築に関するステークホルダーの中で、それぞれの立場からご意見をいただくことができる方にお引き受けいただく必要があると考えます。(事務局)
241	36	6章-1 推進体制の確立	6-1(1)改築懇談会(仮称)の設置	会議だけでなく、基本構想・基本計画の策定中は常に意見を寄せられるシステムを作るべき。パブリックコメントのような短期間では、広く意見を聞くことに限界がある。	ご意見として承ります。(事務局)
242	36	6章-1 推進体制の確立	6-1(1)改築懇談会(仮称)の設置	個別校の仮設校舎共用の話し合いをする場合はどこに設けられるのか。	改築懇談会(仮称)で検討する予定です。(事務局)
243	37	6章-2 計画的な整備の実施	6-2(3)議論の進め方	今後の具体化が大切だと思うが、ぜひ現場の声を聴いて進めてほしい。	改築の事業は、その学校の教職員、児童生徒、地域の方、将来その学校を使用する児童およびその保護者等の意見を聞きながら進める必要があると考えます。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
244	37	6章-2 計画的な整備の実施	6-2 (3) 議論の進め方	改築後の新校舎は使用中に不具合が生じた場合、安易に、また即座に改築できるものでもなく、その後、何十年にもわたって使用していかなければならないことから、現場の意見を十分に考慮し、慎重に設計をしてほしい。	改築の事業は、その学校の教職員、児童生徒、地域の方、将来その学校を使用する児童およびその保護者等の意見を聞きながら進める必要があると考えます。
245	37	6章-2 計画的な整備の実施	6-2 (2) 工程と期間	第五小と井之頭小の仮設校舎を中学校と共用する場合、他の学校のスケジュールとは違うため、別の対策をとったほうがよいのではないかと。	ご意見のとおり、仮設校舎を共用する中学校と小学校の改築事業の連続性に配慮し、スケジュールを組む必要があると考えます。
246	38	6章-3 整備後の評価と次校整備への反映、本計画の見直し		8年ごとの長い見直しの中で、各年度ごとにコストの見直しが必要だと想定される。策定委員会で行う場合、策定委員会の中にファイナンスの専門家の配置が必要なのではないかと。	市の財務部長が本計画の策定委員として、計画策定時の財政面の確認を行っています。その後のコストのチェックは市教育委員会および市の学校建築担当が市の財務部門と協議をしながら行うものであると考えます。
247	39	用語集		逆引きもできるよう、用語が実際に使用されているページの掲載を希望します。	ご意見を受け、用語集を修正しました。(事務局)
248		計画全体		いろいろな面で、防災安全部と教育委員会の連携を密にしてください。	ご意見として承ります。(事務局)
249		計画全体		文体が不統一である	ご意見を受け、表記を修正しました。(事務局)
250		計画全体		素案中「子どもクラブ」は「こどもクラブ」という表記が正しい。	ご指摘のとおり、表記を修正しました。(事務局)
251		計画全体		一般的な施設のみならず、学校施設全体をみた際に子ども目線での有効なスペース（ビオトープ等）について考えてほしい。	ご意見のとおり、子どもが日常の大半を過ごす場所として、子どもにとって有効か、という視点を持ち、施設を計画する必要があると考えます。
252		計画全体		素案内容は、策定委員会のハード・ソフト両面での児童中心の考え方が良く理解できるが、机上の考えと完成後に使用する立場では大いに差異があると思われるので、現場の意見を吸収しつつ、設備に生かしてもらいたい。	各学校の計画においては、使用者の意見を聞くことが重要であると考えます。
253		計画全体		現在、それぞれの教室を使用している人の声をていねいに拾ってほしい。	各学校の計画においては、使用者の意見を聞くことが重要であると考えます。
254		計画全体		グループ学習について、事例として挙げられた40名が同じ部屋のケースでは実際はうるさくてできない。現場の先生などの意見を聞いて計画を進めてほしい。	事例は、教室の広さを従来より広げるにあたって必要な面積を検証するため、最大人数で作成したものです。各学校の計画においては、使用者の意見を聞くことが重要であると考えています。(事務局)
255		その他		植栽についてはどのように考えているか。緑のつながりやネットワークについても考えてもらいたい。	緑化については、武蔵野市まちづくり条例および武蔵野市緑化に関する指導要綱の規定に基づき敷地面積の20%以上を確保します。そのうえで、学校ごとに状況が異なるため、具体的な緑のつながりについては各学校の計画において検討すべきであると考えます。
256		その他		新校舎の建築工事中、子どもたちはどこで過ごすのか。	仮設校舎を建てない場合は、新校舎へ移転するまでの間、現在の校舎で過ごすこととなります。一方、仮設校舎を建てる場合は、新校舎へ移転するまでの間は仮設校舎で過ごしますが、仮設校舎を新旧新校舎と同じ敷地に建てるか否かにより、子どもの環境は大きく変わります。いずれの場合も校庭を工事前と同様には使用できないので、対策として、他の施設の敷地を借りることも必要であると考えます。(事務局)
257		その他		何年か前に行った雨水浸透貯留施設工事に関しては、本計画にどのような影響があるのか？	雨水貯留浸透施設については、やむを得ず施設設置箇所の上部に建物を建築しなければならない場合には撤去し、条例に定める基準で再設置します。(事務局)
258		その他		過去、自身が関わる工事において井之頭小学校のスラブについてひび割れがあった事例があったが、現場の検査を行い大丈夫と判断され進めたが、本当に大丈夫だったのかという思いを持っている。	過去の事例については、当時適切に対応したものと認識しています。改築順については本計画で示す劣化状況調査の結果に基づき適切に判断しています。

番号	素案 ページ	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
259		その他		策定委員はどのような基準で選定されたのか。	今後の学校施設および施設の整備のあり方について検討していただくという視点から、外部委員については長寿命化改修も含めた学校施設整備および学校建築の専門家、学校教育に関わる専門家などハード・ソフト両面での専門家、学校関係者として校長先生、開かれた学校づくり協議会、PTA、コミュニティ研究連絡協議会、民生児童委員、青少年問題協議会など、学校関係・地域・福祉の団の関係者となっており、庁内からは本市のファシリティマネジメント、財務、教育の担当部長となっています。（事務局）
260		その他		策定委員会のメンバーに、建築技術の専門家・ファイナンスの専門家が居ないように見える。第三者的な視点で評価・チェックを行える人が必要である。	本計画は、教育委員会内部でなく、学校建築に関する専門家および文部科学省の学校施設の専門家に策定委員としてご参加いただき、本市の技術部門および財務部門との協議も行い策定しています。（事務局）
261		その他		策定委員に一級構造建築士を入れるべきである。	現在参加していただいている策定委員により、必要な検討を行っていただいたと考えています。（事務局）
262		その他		策定委員会の中で福祉専門家は誰か。	民生児童委員から策定委員として参加していただいているほか、庁内の福祉担当部署と協議のうえ、本計画を策定しています。また、各学校の設計段階においても、福祉の担当部署のと協議を行いながら進めます。（事務局）
263		その他		学校施設についての計画を策定する委員会なのに、障害者福祉分野の委員がいないのは問題がある。今からでも遅くないので、障害者福祉の観点から意見を言える委員を加えるべきです。	庁内の福祉担当部署と協議のうえ、本計画を策定しています。また、各学校の設計段階においても、福祉の担当部署のと協議を行いながら進めます。（事務局）
264		その他		策定委員会の中で防災専門家は誰か。	防災の専門家はいませんが、防災課と調整しながら本計画を作成しています。（事務局）
265		その他		建築に関する情報を評価できる人を策定委員会のメンバーに入れてほしい。	策定委員として学校建築の専門家に参加していただいています。（事務局）

対応方針下線：素案の記載を変更する